

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則等の一部を改正する規則

(職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部改正)

第一条 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則(昭和四十六年広島県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>(委任) 第三条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員 の範囲</td> <td>機関等</td> </tr> <tr> <td>公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職員 の範囲	機関等	公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)	(略)	<p>(委任) 第三条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員 の範囲</td> <td>機関等</td> </tr> <tr> <td>公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職員 の範囲	機関等	公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)	(略)
職員 の範囲	機関等										
公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)	(略)										
職員 の範囲	機関等										
公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)	(略)										
<p>2 公営企業の管理者及び上下水道部の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議会議事事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の児童手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。</p>		<p>2 公営企業の管理者及び企業局の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議会議事事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の児童手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。</p>									

(職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則の一部改正)

第二条 職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則(平成二十二年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>(委任) 第三条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員 の範囲</td> <td>機関等</td> </tr> <tr> <td>公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職員 の範囲	機関等	公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)	(略)	<p>(委任) 第三条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員 の範囲</td> <td>機関等</td> </tr> <tr> <td>公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職員 の範囲	機関等	公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)	(略)
職員 の範囲	機関等										
公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)	(略)										
職員 の範囲	機関等										
公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)	(略)										
<p>2 公営企業の管理者及び上下水道部の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県</p>		<p>2 公営企業の管理者及び企業局の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議</p>									

議会事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の子ども手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の子ども手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則の一部改正)

第三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則(平成二十三年広島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(委任) 第三条 (略)		(委任) 第三条 (略)	
職員 の範囲	機関等	職員 の範囲	機関等
公営企業 の管理者及 び上下水道部 の職員 (略)	(略)	公営企業 の管理者及 び企業局の職員 (略)	(略)
<p>2 公営企業の管理者及び上下水道部の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議会事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の子ども手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。</p>		<p>2 公営企業の管理者及び企業局の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議会事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の子ども手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。</p>	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。